

# 静岡大学大学院法務研究科法務専攻

## 目 次

I 認証評価結果	2-(3)-3
II 章ごとの評価	2-(3)-4
第 1 章 教育目的	2-(3)-4
第 2 章 教育内容	2-(3)-6
第 3 章 教育方法	2-(3)-9
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(3)-11
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(3)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(3)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(3)-19
第 8 章 教員組織	2-(3)-21
第 9 章 管理運営等	2-(3)-24
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(3)-26
<参 考>	2-(3)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-32
iii 自己評価書等	2-(3)-33



## I 認証評価結果

静岡大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準3-3-1及び基準4-3-1を満たしていないため。

その具体的な内容は、次のとおりである。

- 在学の最終年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされていることに加えて、進級が認められた場合の再履修科目単位数について、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとされていることから、実際には44単位を超える履修が容認されている。(基準3-3-1 関連)
- 法学未修者の1年次には、法律基本科目の必修科目として刑事訴訟法に係る4単位を含む28単位が開設されているのに対し、法学既修者として認定した者には、法学既修者認定試験において当該科目に係る試験が課されておらず、修得したものとみなされる単位数は24単位にとどまっていることから、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。(基準4-3-1 関連)

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育の理念・目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育目的

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育の理念・目的は、「地域社会の変容に基づく法曹実務家への期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、地域に貢献すること」として明確に示されている。また、養成しようとする法曹像は、「①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき中国関連法務にも通じた法務の専門家、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れることができる3年課程を中心とする教育課程の編成、静岡県弁護士会等との協力関係により、地域の人材等を非常勤講師として展開・先端科目群に属する授業科目の担当者に招くなど地域から学ぶ教育体制の整備、静岡県域における地域特性に係る案件である中国法務及び在住外国人の法務に対応し得る法曹実務家の養成に関連する授業科目の開設などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念・目的を効果的に実現するために、1年次には理論の体系的な理解に重点をおいた法律基本科目、2年次には発展的な内容を含む法律基本科目及び実務家教員が担当する法律実務基礎科目、3年次には裁判官担当の民事と検察官担当の刑事の法律実務基礎科目を配置しているほか、1年次から国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学・隣接科目を、2年次から公法、民事法、商事法、刑事法の各総合演習、法曹実務家として求められる企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める展開・先端科目を配置することにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

ただし、展開・先端科目に配置されている授業科目「現代家族法」の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、

法文書作成、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「司法制度論」、「比較法Ⅰ」、「日本の法文化」、「法社会学」、「会社会計」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、市民生活・公共関連の法務に通じた法曹実務家としての専門的能力を養うため、市民生活・公共法務関連科目群に授業科目「労働法」、「消費者取引と法」、「地方自治法」等が、企業関連の法務に通じた法曹実務家としての専門的能力を養うため、企業法務関連科目群に授業科目「銀行法務研究」、「経済法」、「倒産法」等が、地域特性に係る案件を処理し得る専門的能力を養うため、地域国際化対応科目群に授業科目「知的財産法」、「国際法」、「在住外国人と法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目12単位、民事系科目34単位、刑事系科目16単位の合計62単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「職業倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査については、授業科目「法情報調査」が必修科目として開設され、法文書作成については、必修科目である授業科目「ロイヤリング」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判については、法律基本科目の授業科目「総合刑事法演習Ⅰ」の中で適宜指導が行われ、ローヤリングについては、授業科目「ロイヤリング」が開設され、クリニックについては、授業科目「リーガルクリニック」が開設され、エクスターンシップについては、授業科目「エクスターンシップ」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち8単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち20単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「現代家族法」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「商取引法Ⅱ」について、教育内容が法律基本科目と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

## 3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章の基準のうち、基準3-3-1を満たしていない。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目及び2年次配当の行政法、民事訴訟法、会社法に係る授業科目において、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせ、質疑応答や討論を行う授業が実施され、2年次以降の各総合演習科目において、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例を教材とし、議論をしながら進めるなど、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて

研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、1日に開講される授業科目数の抑制、各授業におけるレジュメ等の事前配付及び予習の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室、判例データベースの整備などが講じられている。

集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。

ただし、在学の最終年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされていることに加えて、進級が認められた場合の再履修科目単位数について、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとされていることから、実際には44単位を超える履修が容認されている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-3-1を満たしていない。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。
- 在学の最終年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数については、進級が認められた場合の再履修科目単位数を含み、44単位を超えない範囲で上限を設定する必要がある。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

## 第4章 成績評価及び修了認定

## 1 評価

## 第4章の基準のうち、基準4-3-1を満たしていない。

## 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、授業科目「エクスターンシップ」及び「リーガルクリニック」においては合格・不合格の2段階評価、その他の授業科目においては5段階評価とされ、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において出席を加点要素としているものがあるものの、期末試験、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する説明の機会の提供、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、1授業科目において成績分布データが告知されていないほか、一部の授業科目の成績分布データにおいて正確な数値が告知されていないものの、履修者が5人以上の授業科目の成績分布データなど必要な関連情報とともに、期末試験期間終了後に1週の授業時間を設けて行われる「授業のまとめ」における講評において学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験について、1授業科目において期末試験と同一の問題を追試験ではレポートとして課し、その採点を合理的な理由なく本来の配点の9割としているものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、法学未修者についてのみ、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生

として修得した単位を含む。)をもとに、本法科大学院における基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目の授業科目の単位として認定することが可能とされている。単位の認定に当たっては、「教務専門委員会」においてシラバスなどをもとに授業科目の内容を審査した上で、「研究科委員会」において審議・決定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、入学時の教務ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、102単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計8単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 16 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 8 単位、展開・先端科目 20 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本大学人文学部法学科の定期試験問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、24 単位を修得したものとみなしている。

ただし、法学未修者の1年次には、法律基本科目の必修科目として刑事訴訟法に係る4 単位を含む 28 単位が開設されているのに対し、法学既修者として認定した者には、法学既修者認定試験において当該科目に係る試験が課されておらず、修得したものとみなされる単位数は24 単位にとどまっていることから、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。

なお、法学既修者認定試験とは別に、法学既修者として認定した者に対して、1年次配当の法律基本科目である刑事訴訟法に係る「既修認定試験」を実施し、合格者に対して修得したものとみなされる単位数について4 単位を追加的に認めるという扱いは、法学既修者の認定の趣旨に照らして、必ずしも適切であるとはいえない。

以上の内容を総合し、「第4章の基準のうち、基準4-3-1を満たしていない。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点として出席を加点要素としているものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績分布データについて、1 授業科目が告知されていないほか、一部の授業科目において正確な数値が告知されていないため、すべての授業科目において正確な成績分布データを告知する必要がある。
- 1 授業科目における追試験において、期末試験と同一の問題をレポートとして課し、その採点を合理的な理由なく本来の配点の9割としているため、追試験の出題及び成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていないため、法学未修者の1年次に配当されている必修科目であ

るすべての法律基本科目を試験科目として法学既修者認定試験において課す、又は各授業科目の年次配当を見直すなど、法学既修者の認定の趣旨に照らして、改善を図る必要がある。

- 法学既修者認定試験とは別に、法学既修者として認定した者に対して、1年次配当の法律基本科目である刑事訴訟法に係る「既修認定試験」を実施し、合格者に対して修得したものとみなされる単位数について4単位を追加的に認めるという扱いは、法学既修者の認定の趣旨に照らして、必ずしも適切であるとはいえないため、改善を図る必要がある。

### 3 第4章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD専門委員会」及び「FD全体会議」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する授業アンケート、教員相互による授業参観が実施されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員について、教員相互による授業参観の実施、総合演習科目における研究者教員との共同授業の実施、「FD全体会議」への参加などを通じて、教育上の経験が確保されるよう努めている。

また、研究者教員について、教員相互による授業参観の実施、総合演習科目における実務家教員との共同授業の実施、他機関の実施するシンポジウムや研究会への参加、司法研修所における授業傍聴への参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見が確保されるよう努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試・広報専門委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らして、「本法科大学院は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県域が典型である国際化する都市型地域社会を担う多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。そのため、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。」として設定し、ウェブサイト、ガイドブック及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、ガイドブック及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする第1次選抜と、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第2次選抜及び第3次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、既修者認定試験問題、小論文試験問題、配点等）が公表されているなど、入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において適性試験の成績及び入学志願理由書による審査を行い、第2次選抜において、法学未修者については小論文試

験、法学既修者については法律学試験を行い、さらに、第3次選抜において面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、履歴書の提出及び面接試験を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成17年度は約58%、平成18年度は約36%、平成19年度は約38%、平成20年度は約35%、平成21年度は約52%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員90人に対し、平成21年度の在籍者数は84人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、学生10人につき1人の割合で配置される指導教員制度、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に事前学修ガイダンスが行われ、法学を初めて学ぶ者にとって最小限必要な事柄が教授されるとともに、入学時に教務ガイダンスが行われ、授業展開の全体像、修了要件、履修方法、進級制限等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学前に事前学修ガイダンスの実施及び裁判傍聴の機会の提供、オフィスアワーの設定、指導教員制度の整備など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、教務ガイダンスの実施、オフィスアワーの設定、指導教員制度の整備が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、すべての専任教員、兼任教員及び一部の兼任教員についてオフィスアワーが設定され、教員研究室において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの日時はシラバスに掲載され、予約方法は授業の初回において説明が行われるなど、事前周知が図られている。

また、学生の学習をはじめ学生生活全般についての相談・助言を行う体制として指導教員制度、1年次の前期終了後に教務専門委員長や1年次前期に開講された授業科目の担当教員など複数の教員によって行われる全員面談制度、3年生を対象として修了に向けた進路などの相談を行う全員面談制度、教務専門委員長を窓口とした学習環境などに関する相談体制、学生自治会との懇談など、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において弁護士を授業担当者の補助者として関与させており、学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団体からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び徴収猶予制度、学術奨励及び経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度として「静岡大学法科大学院奨学金」制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健管理センターにおける身体面及び精神面に対する健康相談・カウンセリング、学生相談室における精神的・内面的な事柄についての相談、指導教員による学生生活全般についての相談、全学の組織である「ハラスメント防止対策委員」による相談体制が整備されている。このほか、全員面談制度、学生専門委員長を窓口とした相談体制など、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、エレベーター、自動ドアを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「進路指導対策専門委員会」の設置、実務家による講演会及びシンポジウムの開催、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【特記すべき事項】

- 学生の学習を始め学生生活全般についての相談、助言を行う体制として指導教員制度を設け、学生10人につき1人の割合で指導教員を割り振り、修了時まで継続するものとしている。
- 学術奨励及び経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

## 3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、1 授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員スタッフ」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、1 授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員スタッフ」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事専門委員会」において、教育業績、研究業績、実務経験等を審査し、適任と認める者を「研究科委員会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「研究科委員会」において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念・目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

なお、民事訴訟法については、やむを得ない事情により、後期から専任教員が配置されていない状況であるが、平成22年4月から新たに専任教員が配置されることとなっている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「研究科委員会」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が12人いるものの、

すべての専任教員が30単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教育資料の作成やコンピュータ管理を行うSE担当の派遣職員及び各種教材作成やコピー業務を行う派遣職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員スタッフ」を通じて学内外に開示されている。
- 専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育の理念・目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されている。

### 【改善を要する点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった1授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

### 【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

## 3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の運営の仕組みを有しており、専任の長である研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「研究科委員会」が置かれている。当該委員会は、専任の教授、准教授及び助教（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「人文学部事務局」が組織され、庶務・人事・研究協力などを行う総務係、法科大学院の庶務、学生の教務及び生活支援に関する事務を行う法科大学院係が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、財務担当理事に対して予算要求等が行われているなど、本法科大学院の意見を聴取する機会が設けられており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自己点検及び評価を行う独自の組織として「評価専門委員会」が設置され、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「静岡法務雑誌」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「評価専門委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」及び「施設、設備及び図



書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「評価専門委員会」から提案される検討課題について、全専任教員で構成される「FD全体会議」及び「研究科委員会」において検討・審議し、その結果を関連する専門委員会を通じて具体化することにより改善を図る体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による「法務研究科運営諮問委員」が委嘱され、検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況について、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、ガイドブック等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、ガイドブックを通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院係及び所掌の専門委員会により収集され、法科大学院系の印刷室及び専用保管室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室の一部、実習室、附属図書館及び法政資料室については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師研究室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員研究室、非常勤講師研究室及び教員談話室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習機が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間利用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習機からパソコンを使用し、附属図書館の図書の検索が可能であるなど、自習室と附属図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、人文学部棟の大教室にはプロジェクタが、法廷教室には多地点双方向会議システムのサーバが配備されている。また、自習室、演習室、人文学部棟の大教室及び法科大学院棟全体には無線LANが、教員研究室、共同研究室、法情報室には学内LANが整備され、法政資料室及び法科大学院図書室には附属図書館へのアクセスが可能なパソコンが配備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等から「LEX/DBインターネット」及び「LLI統合型法律情報システム」を利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、附属図書館が整備されている。

附属図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

附属図書館には、司書の資格を有した専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

附属図書館、法科大学院図書室及び法政資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

附属図書館、法科大学院図書室及び法政資料室においては、利用について規則を定めるなど、所蔵する図書及び資料の管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、利用者用パソコン、プリンタ及び複写機が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

### 【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間利用でき、十分な利用時間が確保されている。

## 3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



<参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

静岡法科大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

静岡県静岡市駿河区大谷836

(3) 学生数及び教員数（平成21年5月1日）

学生数： 84人

教員数： 22人（うち実務家教員6人）

### 2 特徴

(1) 伝統と実績を受け継ぐ本法務研究科

本法務研究科は、平成17年4月、静岡法科大学人文社会学部法学科及び大学院人文社会学部研究科（修士課程）法律経済専攻を母体として発足した。

人文社会学部法学科（平成15年度、教員定員32人、学生定員、昼間コース135人、夜間主コース40人）は、地元の静岡県はいうに及ばず（静岡県出身者は、平成15年度、入学者の約22%）、愛知県、岐阜県、三重県を合わせた東海4県（平成15年度、入学者の約52%）から多くの学生を受け入れ、名古屋法科大学とともに、東海地区における国立大学として、体系的な法学・政治学教育を担い、全国的にも多くの有為な人材を輩出してきた。

そして、法学科は、法学部でない比較的小規模な学科でありながら、前身の文理学部・人文社会学部法経学科時代以来、80人を超える法曹実務家を送り出してきた。他方、大学院人文社会学部研究科は、平成3年に設置された大学院法学研究科（修士課程）を核として、平成9年に設置されたものであるが、高度職業人の養成を目的としていた。

本法務研究科は、こうした伝統と実績を、新しい法曹養成制度である法科大学院においても受け継ぎ、発展させるなかで、21世紀の新たな法曹実務家の養成を担うべく、設置された。

(2) 地域からの支援・協力、そして連携する本法務研究科

本法務研究科の設置構想、設置の実現、さらに設置後の教育は、静岡県弁護士会をはじめ、地域の企業や自治

体からの支援、協力、そして連携のもと、行われてきている。

#### ① 人材面での支援・協力・連携

専任の実務家教員をはじめ、実務家（弁護士）の非常勤講師の派遣は、静岡県弁護士会の支援と協力により充実したものとなっている。また、エクスターンシップの受け入れ先は、法律事務所について静岡県弁護士会、企業法務について地元の民間企業、自治体法務について静岡県・静岡市など、地域社会の支援と協力のもと実現している。

#### ② 財政面での支援・協力

静岡法科大学院支援協会が窓口となり、地元からの財政的支援を受け、例えば、学生への奨学金の交付などが実現をみている。

#### (3) 地域に貢献することを目指す本法務研究科

このように地域社会からの支援・協力を受け、また連携しながら、本法務研究科は、地域社会を担う法曹実務家を養成することで地域に貢献することを目指している。

#### ① 法学系高等教育機関の充実

大都市圏に次ぐ経済力・人口規模を有する静岡県域でありながらこれまで十分とはいえなかった法学系高等教育機関の充実に資することで、静岡県はもとより、全国に有為な法曹実務家を供給することで、地域に貢献する。

また、静岡県弁護士会等との連携により、リーガルクリニックや法実務研究を行うことで地域のリーガルセンター的な役割を担う。

#### ② 養成を目指す法曹実務家像

法曹実務家の養成にあつては、法曹実務家としての能力のみならず、地域特性に基づく法的需要に対応しうる法曹実務家の養成をも目指し、学生定員30名という少人数のもと、それを実現する教育を行う。

すなわち、本法務研究科が養成を目指す法曹実務家は、地域企業の法務はもとより国際化する地域特性ともいべき中国関連法務にも通じた法曹実務家と、地域の市民生活に関する法務はもとより国際化する地域特性ともいべき在住外国人の経済生活、家族などの法務にも通じた法曹実務家である。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏に次いで、約 380 万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあつては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいっそう進展している。他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに医療行為の高度化など、それに係わる専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市として誕生したことにも象徴されるように、地域行政においても行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる、量的（平成 21 年 4 月 1 日現在、静岡県弁護士会所属の弁護士だけで 306 名）のみならず、質的にもより高度な法務の専門家（法曹実務家）が必要とされるようになってきている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の多様な能力などがいっそう求められている。

### 2 伝統と実績を受け継ぎ発展させる本法務研究科

本法務研究科の母体であった人文学部法学科は、前身の文理学部及び人文学部法経学科以来、今日まで 80 名を超える法曹実務家を地元静岡県のみならず全国に輩出してきた。新しい法曹養成に特化した教育機関である法科大学院の時代にあつて、こうした伝統と実績をさらに発展・強化させることが期待されている。

### 3 本法務研究科の教育の理念・目的

本法務研究科は、こうした期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業などの地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally , act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、まずもってどこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならないということを意味する。それが本法務研究科の教育の理念・目的である。

### 4 本法務研究科が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法務研究科は、具体的には、① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき在外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家の養成を目指すものとしている。

そのため、静岡県弁護士会との協力関係のもと、地域の優れた人材を多数非常勤講師として招くとともに、地域特性に係る授業科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」や「在外国人と法」などを開講している。



### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6\\_2\\_jiko\\_shizuoka\\_h201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_jiko_shizuoka_h201003.pdf)